

# 被害者が創る条例研究会 2017年度事業報告および2018年度事業計画

## 1. 2017年度事業報告

(1) 「すべてのまちに被害者条例を」ブックレットの作成と配布

①地方公共団体における被害者支援、被害者条例の必要性について、これまで作成してきた冊子よりも基礎的な内容をわかりやすくまとめたブックレット「すべてのまちに被害者条例を」を新たに作成した。1000部印刷・製本し、全国の都道府県・政令市の主管課、都道府県警察の被害者支援室他に送付した。

②関係機関、下記に記載の説明会（ワークショップ・シンポジウム）参加者にも配付するとともに、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体などに対しても配付した。

(2) 冊子およびブックレットに関する出張説明会・講座・シンポジウムの実施

全国各地に当団体会員が赴き、冊子およびブックレットの理念や内容の詳細について説明し意見交換を行うワークショップを5回、シンポジウムを主催で1回、後援で1回、合計2回実施した。開催地は、ワークショップは、津市、広島市、高知市、横浜市、台東区で、シンポジウムは、北海道、和歌山県で開催した。実施にあたっては、その地域に居住する犯罪被害者や民間支援団体、関係機関の協力を得た。また、全国の犯罪被害者や地方自治体議員、弁護士、警察関係者などから市町村や都道府県に対する犯罪被害者支援体制充実の働きかけに関する相談や情報提供があり、事務局で対応した。

## 2. 2018年度事業計画

(1) 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案 被害者の声に基づく提言 第4版改訂版」の作成検討会の実施

月1回程度の頻度で冊子の改定作業を進める。2018年6月の完成を目標とする。

(2) 預保納付金支援事業助成「市町村における犯罪被害者等支援に関する冊子の配布・説明事業」の実施

冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第4版、ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」の配付、ワークショップを実施する。

(3) 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」、ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」の活用促進に向けた広報活動の実施

(4) 助成金応募先の検討と応募

(5) 会員同士の交流 適宜、計画する。